

## 郡山市自主防災連絡協議会補助金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

[総務部防災危機管理課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市自主防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の育成及び充実を図るため、協議会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象協議会)

第 2 条 補助の対象となる協議会は、市内の単独又は複数の町内会で組織された協議会とし、補助の対象となる年度の 4 月 1 日（補助の対象となる年度内に設立した協議会にあっては、当該設立の日）において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、補助の対象となる年度の活動期間が 3 か月以上であるものとする。

- (1) 本庁並びに大槻行政センター及び富田行政センターが所管する町内会で組織された協議会
- (2) 行政センター（大槻行政センター及び富田行政センターを除く。）が所管する町内会で組織された協議会のうち、その所管区域内の総世帯数の 2 分の 1 を超える世帯で組織されたもの

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 補助の対象となる経費は、協議会の運営に要する経費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で年度ごとに交付するものとし、その額は、次の各号に掲げる協議会の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として市長が定める額とする。

- (1) おおむね 1,000 世帯以上で組織される協議会 100,000 円
- (2) 前号に満たない世帯数で組織される協議会で市長が認めたもの 70,000 円

3 前項各号に定める額は、協議会の補助の対象となる年度の活動期間が 9 か月に満たないときは、当該額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 協議会の規約
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(解散した場合の補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の概算払を受けた協議会が当該補助金の対象年度の途中で解散した場合は、当該補助金の返還を命じるものとする。ただし、協議会の活動の期間その他の実績を考慮して市長がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成8年9月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。  
(郡山市自主防災連絡協議会補助金交付要綱の廃止)
- 2 郡山市自主防災連絡協議会補助金交付要綱(昭和61年9月29日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度以後の年度分の補助金について適用する。